

商法

問 1

次のアからオまでの各記述について、正しいときは○を、誤っているときは×を選び、所定の解答欄に記入しなさい。(各1点)

ア 会社法上の「大会社」とは、最終事業年度の貸借対照表上の資本金の額が5億円以上かつ負債の合計額が200億円以上の株式会社である。

イ 判例によると、発起人とは、会社の設立の企画者として定款に署名または記名捺印した者である。

ウ ①目的、②商号、③本店の所在地は定款の絶対的記載事項であり、この記載がないと定款全体が無効となる。

エ 株式の割当てについては、あらかじめその方法をさだめない場合には、申込株式数や申込順序等にかかわらず自由に相手を選んで割当てをすることができると解され、割当自由の原則と呼ばれている。

オ 会社に具体的な資金需要があり、その調達方法として第三者割当てを行った場合には、著しく不公正な方法による新株発行とはいえないとされている。この判例理論を「主要目的ルール」と呼ぶことがある。

問2

次のアからオまでの各記述について、正しいときは○を、誤っているときは×を選び、所定の解答欄に記入しなさい。(各1点)

ア 会社は法人であるから、自ら意思を有し行為をすることはできない。そこで、一定の自然人または会議体のする意思決定や一定の自然人のする行為を会社の意味や行為とすることが必要になる。このような自然人または会議体を会社の「機関」と呼ぶ。

イ 代表取締役が株主総会または取締役会の決議に基づかないでした行為は絶対無効であり、追完することもできない。

ウ 指名委員会等設置会社における取締役の任期は1年(正確には、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時まで)である。

エ 分配可能額を超えて剰余金分配がされた場合、業務執行者は分配された額を会社に支払う義務を負うが、無過失を立証したときは、この責任を免れる。

オ 会社の合併には、当事会社の1つが存続して他の消滅する会社を吸収する場合と、当事会社のすべてが消滅して新しい会社を設立する場合とがある。

民事訴訟法

問 3

以下は、最高裁昭和 47 年 2 月 15 日第三小法廷判決（民集 26 卷 1 号 30 頁）の判旨の一部である。空欄①～③までに入る適切な語句を、以下の〈語句群〉から選び、所定の解答欄にアルファベットを記入しなさい。なお、同じ空欄番号には同じ語が入る。（1 点×3）

「いわゆる遺言無効確認の訴は、遺言が無効であることを確認するとの（ ① ）のもとに提起されるから、形式上（ ② ）の法律行為の確認を求めることとなるが、（ ① ）がかかる形式をとつていても、遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき（ ③ ）の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めるものと解される場合で、原告がかかる確認を求めにつき法律上の利益を有するときは、適法として許容されうるものと解するのが相当である。けだし、右の如き場合には、（ ① ）を、あえて遺言から生ずべき（ ③ ）の個別的な法律関係に還元して表現するまでもなく、いかなる権利関係につき審理判断するかについて明確さを欠くことはなく、また、判決において、端的に、当事者間の紛争の直接的な対象である基本的法律行為たる遺言の無効の当否を判示することによつて、確認訴訟のもつ紛争解決機能が果たされることが明らかだからである。」

〈語句群〉

- a 将来 b 現在 c 過去 d 随時 e 適時 f 第三者 g 即時確定の利益
h 請求の趣旨 i 請求の原因 j 当事者間 k 主文 l 判決理由

問4

日本の裁判所に管轄権がある訴えについての管轄に関する以下の文章中、正しいものの記号を一つ選び、所定の解答欄に記入しなさい。ただし、正しいものが一つもないときは、所定の解答欄に0と記入しなさい。(3点)

- ア 自然人たる被告に住所がある場合、その住所地を管轄する裁判所は管轄権を有する。
- イ 不法行為に関する訴えは不法行為があった地を管轄する裁判所のみ管轄権を有する。
- ウ 訴え提起前に両当事者の合意により管轄裁判所を定めることはできない。
- エ 管轄権を有しない裁判所において被告が応訴しても、その応訴は無効である。
- オ 裁判所の管轄の基準時は、口頭弁論終結時である。

問5

期日に関する以下の文章中、誤っているものの記号をすべて選び、所定の解答欄に記入しなさい。ただし、誤っているものが一つもないときは、所定の解答欄に0と記入しなさい。(4点)

- ア 訴えが提起された後、最初の口頭弁論期日を開く前に弁論準備手続期日を開くことはできない。
- イ 最初の口頭弁論期日の変更は、両当事者の合意がある場合にも認められる。
- ウ 請求の認諾は和解の期日においてもすることができる。
- エ 簡易裁判所の訴訟手続においては、口頭弁論の続行の期日であっても、その期日に出頭しなかった当事者が予め提出した準備書面を陳述したものとみなす。
- オ 期日の指定を当事者が行うことはできない。